



平成 27 年 3 月 6 日

各 位

会 社 名 大 幸 薬 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 柴 田 高
(コード番号：4574 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 吉 川 友 貞
(TEL 06-4391-0330)

**自己株式を活用した第三者割当による第6回～第7回新株予約権
(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)
の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 2 月 18 日開催の取締役会において決議致しました、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする自己株式を活用した第三者割当による第6回～第7回新株予約権（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の発行に関して、この度、平成 27 年 3 月 6 日に、第6回～第7回新株予約権に係る発行価額の総額（11,400,000 円）の払込が完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 27 年 2 月 18 日付プレスリリース「自己株式を活用した第三者割当による第6回～第7回新株予約権の発行及び新株予約権買取契約（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

【ご参考】

※行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

この手法は、当社が自己株式の処分に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を2パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表の通り）。これは、将来の株価上昇を見越し、2パターンの行使価額によって、段階的に自己株式を処分（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数及び一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断致します。

なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度プレスリリースを行います。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、行使期間中に株価がターゲット価格を大幅に上回って上昇した場合、行使価額の修正により新株予約権の行使による資金調達額の増加が見込めることを想定し、当社は、第7回新株予約権に関して、平成 27 年 9 月 7 日以降 1 回のみ行使価額を上方修正できる権利を保有しております。

ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」の特徴は、行使価額修正選択権が付された第7回新株予約権に関しても、当社の選択により行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆる Moving Strike Price（当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること）にならないことです。第7回新株予約権に関して当社が行使価額を修正する頻度は6ヶ月に1度以下であることから、取引所の定める「有価証券上場規程」第410条第1項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行数	400,000 個	200,000 個
発行価額の総額	10,800,000 円	600,000 円
発行価額	27 円	3 円
行使価額	1,896 円	2,180 円
「行使価額の修正」の項目	無	有
行使期間	1 年間	1 年間
行使許可条項	有	有

以上